

第3委員会報告資料

報告第55号 交通事故による損害賠償額の決定に関する
専決処分について

平成26年9月
経済観光文化局

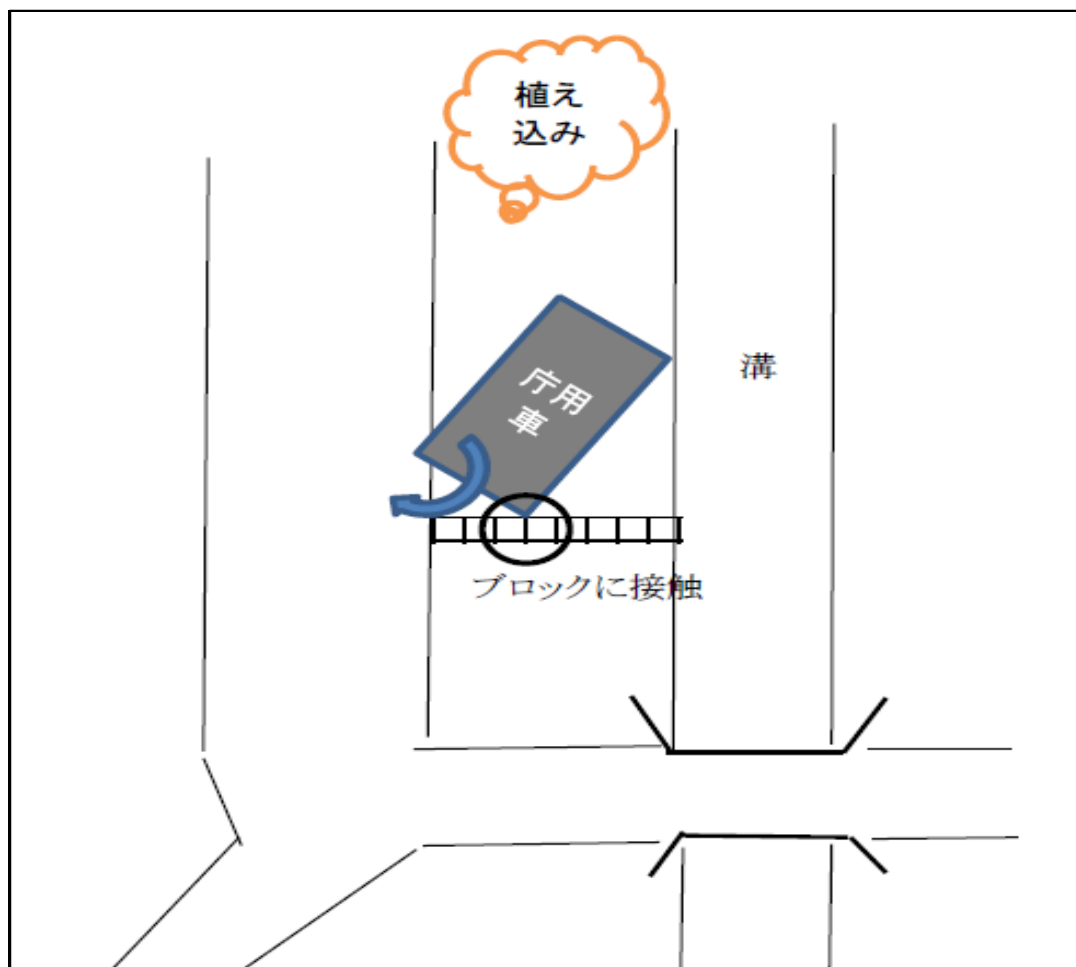
事 故 報 告 書

事故発生日時	平成 26年5月16日（金曜日）午後0時50分頃 天候：晴れ			
事故発生場所	福岡市東区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
相手方	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
	氏名			
事故の概要	<p>経済観光文化局文化財部文化財保護課所属の嘱託員が、同部埋蔵文化財審査課所管の庁用車を運転し、新規採用職員（文化財専門職）の研修の一環として、東区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を見学する際に、道幅が狭く、他に駐車スペースがなかったため、〇〇〇〇〇〇の東側の空き地に駐車した。</p> <p>見学後、庁用車を出そうとしたところ、相手方〇〇〇〇〇〇〇〇氏所有の境界塀（地面から1.5段（30cm）程度のブロック）に庁用車の左前部が接触し、当該境界塀を破損させ、損害を与えたもの。</p>			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	境界塀（ブロック）の2か所にひび	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	左前部のフロントバンパー及びタイヤハウスに傷（自動車管理事務所において補修済み）	
過失割合	相手方	0割	本市	10割
損害賠償額	55,000円			

位置図

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

平面図



事故写真

① 駐車場所（事故現場：北側から撮影）



②ブロック破損状況



③ブロック破損状況



④事故車両



⑤破損（修）箇所（左前タイヤハウス）



⑥破損箇所（左前バンパー）

